

【資料 7】

■文化芸術活動の告知媒体への「伊賀市文化振興条例及び伊賀市文化振興ビジョンに基づく事業」の記載について

1. 趣 旨

伊賀市の文化芸術の振興に関する施策の推進を図るとともに、伊賀市文化振興条例及び伊賀市文化振興ビジョンを広く周知することを目的に、事業の告知媒体（ポスター、チラシ等）に当該事業が条例及びビジョンに基づき実施していることを記載するものです。

2. 対象とする事業

演奏会や展覧会等の文化芸術事業のうち、下記のいずれかに該当するもの。

- （１）伊賀市及び伊賀市教育委員会が主催、共催及び後援する事業
- （２）伊賀市及び伊賀市教育委員会が設置した文化施設の指定管理者が主催する事業
- （３）その他、伊賀市文化振興条例、伊賀市文化振興ビジョンの趣旨に賛同する事業

3. 記載する文言

この事業は、伊賀市文化振興条例、伊賀市文化振興ビジョンに基づき実施しています。

4. ロゴマーク案

